

平成24年12月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 先本英雄

平成24年(イ)第248号不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成24年12月17日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

京都市

被 告

同代表者代表取締役

田 邊 一 隆

アイフル株式会社

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金144万8517円及び内金122万6141円
に対する平成24年8月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を
支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求 主文同旨

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

- (1) 原告は、貸金業者である被告との間で、別紙計算書記載のとおり金銭消費貸借取引を行い、別紙計算書の「年」、「月」、「日」欄記載の各年月日に、同「貸付金」及び「支払金」の各欄記載の金額について、継続的に借入れ

及び弁済を行った（以下「本件取引」という。）。

(2) 本件取引を、利息制限法（行為当時のもの。以下同じ。）所定の利率により引き直して計算すると、別紙計算書のとおり過払金が生じており、当該過払金について、原告は同額の損失を被り、被告は法律上の原因なくしてこれを利得している。

(3) 被告は、前項の利得について、民法704条の悪意の受益者である。

(4) よって、原告は、被告に対し、次の各金員の支払を求める。

ア 民法703条の不当利得返還請求権に基づく、本件取引によって生じた過払金122万6141円

イ 民法704条前段に基づく、本件取引によって生じた過払金に対し平成24年8月20日までに生じた利息22万2376円及び同日の翌日以降支払済みまでの年5分の割合による利息

2 被告の反論等の要旨

(1) 被告は、民法704条の悪意の受益者には該当しない。

(2) 仮に被告が悪意の受益者であったとしても、民法704条に基づく利息発生の起算日は、訴状送達の日翌日とすべきである。

第3 裁判所の判断

1 甲1及び弁論の全趣旨によると、本件取引がなされたことが認められる。

また、本件取引は、借入金債務につき利息制限法1条所定の制限を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、特段の事情がない限り、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ同過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（過払金充当合意）を含んでいると解される基本契約に基づくものと推認される。

2 貸金業者が制限超過利息を債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法（行為当時のもの。以下同じ。）43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、

そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される。

本件では、被告は、貸金業法43条1項の適用があること及び制限超過利息を受領した各時点における貸金業法43条1項の適用があるとの認識の存在について何ら立証をしておらず、前記特段の事情を論ずる余地はないから、被告が前記悪意の受益者であるとの推定を覆すことはできない。

- 3 金銭消費貸借の借主が利息制限法1条所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生のおきから同条前段所定の利息を支払わなければならない。本件取引についてもこれが妥当することは、最高裁の判例に照らし明らかである。

第4 まとめ

以上の認定説示を前提にすると、原告の請求は理由がある。

なお、仮執行免脱宣言の申立ては相当でないから却下する。

防府簡易裁判所

裁 判 官 西 岡 雅 和

これは 正本 である。

平成24年12月27日

防府簡易裁判所B係

裁判所書記官 先 本 英

